## 21. 転落防止用荷台昇降設備導入促進助成事業

1.事業概要	トラック運送事業における休業4日以上の労働災害の約4割は、トラックの荷台へ
	の昇降時に発生しています。とりわけ荷台から降りる時の労働災害が全体の約3割
	を占め、他の要因によるものは、各要因とも1割に満たない状況です。このことから、
	労働災害の発生要因として「荷台からの昇降」が突出している状態にあることから、
	この種労働災害の未然防止を目的として、荷台へ昇降しやすい装備を導入する際に
	その費用の一部を助成します。
2.助成要件	・以下の条件をすべて満たしていることが必要となります。
	<ul><li>□静岡県トラック協会の会員で、かつ、直近四半期までの会費を完納していること。</li></ul>
	②申請時において、加入後2か月以上経過していること。
	③社会保険等への加入が適正になされていること。(保険料を納付していること。)
3.助成期間・	<ul><li>・令和3年4月1日~令和4年2月15日</li></ul>
受付期間	※令和3年4月1日以降に県内認可営業所に配置する事業用トラックに装着し、令
	和4年2月15日までに交付申請書(兼助成金請求書)を提出して下さい。
	※ただし、予算に到達次第受付を終了します。
4.対象品目・	・荷台昇降補助装置
助成条件	(リア&サイドステップ(格納式含む)、リアドア&リアフレームグリップ等)
	・助成期間内に県内認可営業所に配置する事業用トラックに装着すること。
5.予算総額	<ul><li>50万円</li></ul>
6. 助成金額	・本体価格(税抜)の1/2 (千円未満切捨て)上限25,000円
	※取付工賃は含みません
7.助成上限	・1事業者あたりの上限は、2装置までとします。
8.申請方法	・以下の書類を静岡県トラック協会業務部あて提出してください。
	①交付申請書 (兼助成金請求書)
	②申請内訳書(取付後の写真を添付して下さい)
	③領収書等の写し
	※手形による支払いの場合は、交付申請時点で支払いが完了(決済)している必要
	があります。
	④販売(取付)証明書
	⑤保険料納入告知額・領収済額通知書の写し
	※厚生労働省年金局が発行した直近のもの。
	⑥振込先通帳の写し
	※金融機関(支店)名・預金種別・口座名義・口座番号を確認できるもの。